

事 務 連 絡
令和2年6月15日

障害児支援事業者団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、別添1のとおり厚生労働省雇用環境・均等局長より経済団体宛て周知しているところです。

今般、当該母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対して支給する助成金が創設されました。また、別添2のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局長より経済団体宛てに標記について周知等への協力を依頼する通知を発出しております。

つきましては、貴団体におかれても、同内容について、加盟事業者に周知いただきますよう、お願い申し上げます。